

令和元年度
「香川県政策・施策に関する要望ならびに提言」



香川県中小企業家同友会
〒761-0301
高松市林町2217番地15
TEL 087-869-3770
FAX 087-869-3771
<http://www.kagawa-doyukai.com/>

令和元年 5 月 23 日

香川県知事 浜田 恵造 殿

香川県中小企業家同友会
代表理事 川北 哲
代表理事 明石 光喜
政策委員長 本木 康仁

令和元年度「香川県政策・施策に関する要望ならびに提言」

県政の中小企業振興の推進につきまして、日頃より格別の取り組みを賜り深く感謝申し上げます。昨年度は本会で実施する政策と連動した勉強会において、講師派遣や助言をいただき誠にありがとうございました。

本会におきましては県内 1600 余社の中小企業・小規模事業の経営者が自主的に集まり、魅力的な企業（※注）となるべく学び合い実践する経営者団体です。しかしながら企業を取り巻く環境は厳しい状況で、我々の努力だけでは解決出来ないことを念頭に置き、緊急かつ重要な事項についてまとめました。

香川県の経済活性化及び持続的発展並びに県民生活の向上のため、今後の政策の策定に当たり格別のご理解とご尽力の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

提言 1.

若者の地元定着に向けて、学生と経営者が共に学び考える場の提供をお願いします。

誰もが若い世代が将来も地元に残り、或いは戻ってきて将来に亘っての地域の維持発展を担ってほしいと願っています。中小企業・小規模企業について、香川県ではその企業数が 99.8%を占め、約 84%の県民が働いているという現状では若い世代の地元定着は喫緊的な課題です。

本会では中小・小規模企業が「若者の働く場」としても選ばれる魅力的な企業になり、「働く場=生活の場」として選ばれる地域にするために、「キャリア教育」や「地元教育」を推進したいと考えております。つきましてはその実現に向けての検討会の実施をお願いします。

提言 2.

「香川県中小企業振興条例」の目的達成のため、本会との継続的な意見交換会の実施を引き続きお願いします。

ご承知の通り本条例の趣旨は、地元中小企業が継続して主役となり香川県の経済活性化及び持続的発展並びに県民生活の向上を実現するということです。意見交換会では県の政策を学び、意欲ある多様な業種に光が当たり、中小企業が新たな展望を切り開くことができるようにしたいと考えています。

意見交換会での情報は、会内での景況調査、時事アンケート、勉強会等を通じて会員と共有し、自社で活用したり、香川県への提言内容をより具体的にすることで本条例の目的の達成の一助にしたいと考えています。

(※注)「魅力的な企業について」本会では 21 世紀型中小企業「第一に、自社の存在意義を改めて問いなおすとともに、社会的使命感に燃えて事業活動を行い、国民と地域社会からの信頼や期待に高い水準で応えられる企業。第二に、社員の創意や自主性が十分に発揮できる社風と理念が確立され、労使が共に育ちあい、高まりあいの意欲に燃え、活力に満ちた豊かな人間集団としての企業。」を目指すべき魅力的な企業として定義しています。